

食糧費公開要領

1. 公開の目的

「市長に係る食糧費」が、平成14年4月1日から自由閲覧方式により行政資料室「情報公開コーナー」において、支出相手方を含め公開している。

全ての食糧費についても、その支出額、使途等を公開し、市政の透明性を高めることによって、開かれた市政のなお一層の推進を図ることを目的とする。

2. 公開する文書

平成14年4月1日以降の支出に係る次の帳票等

- (1) 各課の食糧費に係る支出状況が分かる資料
- (2) 食糧費の支出対象となった市職員及び相手方の氏名（以下「支出対象者氏名」という。）がわかる文書。ただし、支出対象者氏名を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）第7条各号（第2号を除く。）に掲げる不開示情報に該当するおそれがある場合を除く。

※ 支出対象者氏名がわかる文書としては、会議等開催に係る決裁文書、決裁に添付された会議出席者一覧、視察者側から送付された文書等が考えられるが、不十分な場合は、別紙食糧費支出内訳表を作成する。

3. 公開の方法

- (1) 各課の食糧費に係る支出状況が分かる資料

四半期毎（3月末分は、出納期間閉鎖後）に、電算処理により各所属分を一括して打ち出し、行政資料室で自由閲覧の方法により公開する。

- (2) 支出対象者氏名

① 公開要請の都度、行政資料室を主管する課（以下「主管課」という。）が各所管課に連絡し、所管課は、支出対象者氏名がわかる文書「前記(2)の文書」を情報公開コーナーまで持参し、情報提供の方法により公開する。

② ただし、本庁以外の所属の対応については、即日情報提供することは困難であることから、その都度主管課と協議の上、すみやかに情報提供する措置を講ずるものとする。

4. 閲覧期間

当該年度終了後1年間とする。

5. 閲覧開始日

平成14年7月10日

6. 改正履歴

平成24年4月1日 一部改正

平成26年2月28日 一部改正

平成26年7月1日 一部改正

平成26年10月1日 一部改正

平成27年7月1日 一部改正

平成28年4月1日 一部改正

令和4年4月1日 一部改正

